

津島市

# 生活排水処理基本計画

令和4年度～令和8年度

令和4年 12月

津 島 市

---

# 目 次

はじめに .....	1
<b>第 1 章 基本方針</b> .....	<b>1</b>
1 計画の位置づけ .....	2
2 生活排水処理に係る基本理念 .....	2
3 生活排水処理施設整備の基本方針 .....	3
<b>第 2 章 目標年次</b> .....	<b>4</b>
<b>第 3 章 生活排水の排出の状況</b> .....	<b>4</b>
<b>第 4 章 生活排水の処理主体</b> .....	<b>6</b>
<b>第 5 章 生活排水処理基本計画</b> .....	<b>7</b>
1 生活排水の処理計画 .....	7
2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画 .....	10
3 生活排水処理対策に係る施策 .....	11
<b>第 6 章 計画の推進</b> .....	<b>12</b>
1 計画の推進 .....	12
2 計画の進行管理 .....	12
図 1 計画の位置づけ .....	2
図 2 生活排水処理施設の現況（平成 27 年度末） .....	5
図 3 生活排水の処理体制 .....	6
図 4 生活排水処理施設計画図（平成 37 年度末） .....	9
表 1 生活排水の処理形態別人口の推移 .....	4
表 2 生活排水の処理主体 .....	6
表 3 生活排水の処理の目標 .....	7
表 4 生活排水の処理形態別人口 .....	7
表 5 生活排水処理施設計画（平成 37 年度末） .....	9
表 6 し尿処理施設の概要 .....	10
表 7 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況・排出見込み（津島市分） .....	10

---

## 計画見直しの背景

津島市生活排水処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）第6条の規定に基づき、平成28年から令和7年度までの10年間を計画期間として策定した。本計画は、概ね5年を目途として、計画の進捗状況や社会情勢、関連計画の改訂を踏まえて、計画の見直しを図るものとしている。

本市では、人口減少の加速や、地域社会構造の変化、社会経済情勢が依然として厳しいことに加え、下水道事業を取り巻く厳しい経営状況を鑑みて、下水道整備区域の再検討を実施し、津島市汚水適正処理構想の見直しを行った。これに合わせて、関連計画である本計画を見直すとともに、計画期間の整合を図るため、計画期間を令和8年度までに延長することとした。

---

# 第 1 章 基本方針

## 1 計画の位置づけ

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により定めることとされた津島市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）のうち、し尿及び生活雑排水（以下「生活排水」という。）の処理に関する基本的な事項について定める基本計画である。

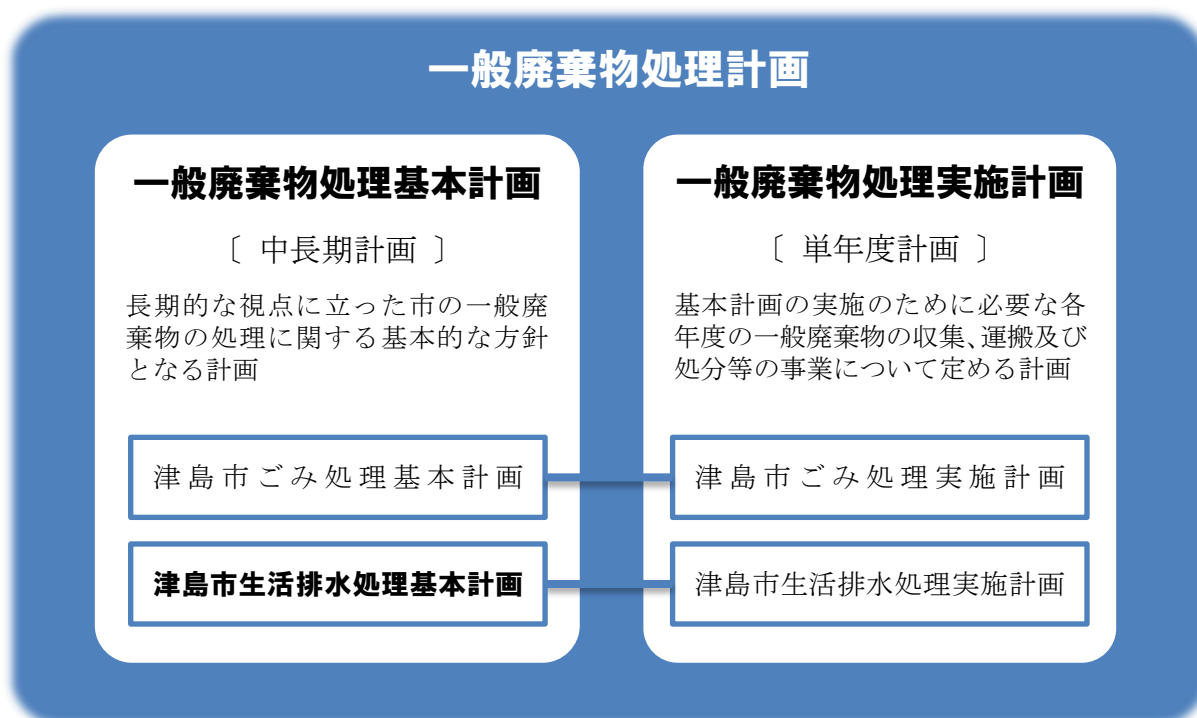


図 1 計画の位置づけ

## 2 生活排水処理に係る基本理念

生活排水対策は、流域を通じて海域に至るまで広域的な環境問題である。一方でこの地域では、歴史的に水とのかかわりが深く、日常生活においても河川や水路が多く身近に水と接することが多い。生活排水の適正な処理について、行政だけでなく、市民一人ひとりが当事者としての意識を持ち、必要な施設の整備・管理を行うとともに、責任を持って生活排水を排水することが重要である。

公共用水域の水質の改善は、自然環境と地域の景観を改善するだけでなく、良好な水環境との触れ合いによって、市民一人ひとりがその生活の中で豊かさとゆとりを実感できるまちづくりにつながる重要な要素と位置づけ、取り組むものとする。

### 3 生活排水処理施設整備の基本方針

津島市の区域においては、地域の特性に応じた処理方法として、公共下水道、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽による生活排水の処理が行われている。

今後の生活排水処理施設の整備に当たっては、整備済みであるコミュニティ・プラントを除き、各処理施設の特徴、地域の特性等を勘案して、適切な処理施設の整備を行うものとする。

#### 基本方針 1 公共下水道の整備・接続の推進

市街化区域等の人口の密集する区域においては、地域の特性、処理の効率性、整備の経済性等を考慮して集合処理とし、一部のコミュニティ・プラントの処理区域を含めて、公共下水道の整備を推進するとともに、公共下水道への早期接続を促進するものとする。

#### 基本方針 2 合併処理浄化槽の普及・転換の促進

比較的人口の散在する公共下水道の事業計画区域以外の区域においては、地域の特性、処理の効率性、整備の経済性等を考慮して、個人設置型の合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、し尿以外の生活排水を処理できないためにその排水による環境負荷の大きい単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するものとする。

また、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）が施行され、市町村は、この市町村の区域（下水道処理区域及び予定処理区域を除く。）のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を、浄化槽処理促進区域として指定できるようになったことから、津島市でも公共下水道、コミュニティ・プラント、集中浄化槽の処理区域及び予定処理区域等を除く市全域を浄化槽処理促進区域に指定し、合併処理浄化槽の普及・転換の促進を図るものとする。ただし、津島市汚水適正処理構想において、市の総合計画や都市計画マスタープランに位置付けられた青塚駅周辺地区である北の玄関口及び莪原町地内の名古屋津島バイパス沿道地区である東の玄関口などについては、将来的に下水道による整備をする方針としています。

#### 基本方針 3 生活排水対策の意識高揚

合併処理浄化槽の処理能力を維持するため、浄化槽管理者による清掃及び保守点検の実施のほか、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認するための法定検査の受検の周知を行い、設備の適正管理を推進するものとする。また、風呂、洗濯、炊事等の生活に伴う排水の発生抑制等の生活排水対策の啓発を行い、市民の意識の高揚を図るものとする。

## 第2章 目標年次

この計画の目標年次は、令和8年度末とする。

なお、計画の進捗状況や、社会情勢や環境課題の動向、津島市総合計画を始めとする関係計画の改定を踏まえ、順次、計画の見直しを図るものとする。

## 第3章 生活排水の排出の状況

令和2年度において、生活排水処理対象人口61,415人のうち44,871人については、し尿（トイレの排水）及び生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）が併せて適正に処理され、生活排水処理率は平成28年度に比べ4.2%増加している。しかし、令和2年度の津島市の生活排水処理率73.1%は、愛知県内の平均値87.1%を下回っている。

表1 生活排水の処理形態別人口の推移

(単位 人)

処理形態区分／年度末	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
計画処理区域内人口	63,469	62,902	62,490	62,024	61,415
水洗化・生活雑排水処理人口	43,714	43,827	43,835	44,603	44,871
公共下水道	15,811	16,074	16,128	17,238	17,443
コミュニティ・プラント	1,414	1,401	1,510	1,489	1,470
合併処理浄化槽	26,489	26,352	26,197	25,876	25,958
水洗化・生活雑排水未処理人口	19,755	19,075	18,655	17,421	16,544
単独処理浄化槽	15,610	14,994	15,069	14,282	13,779
汲取り便所	4,145	4,081	3,586	3,139	2,765
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

備考

- 1 「水洗化・生活雑排水処理人口」とは、し尿及び生活雑排水を併せて適正に処理している人口をいう。
- 2 「水洗化・生活雑排水未処理人口」のうち「汲取り便所」は、海部地区環境事務組合の統計資料による実績値及び推計値を使用した。
- 3 生活排水処理率（水洗化率）は、「水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口」で表した割合とする。

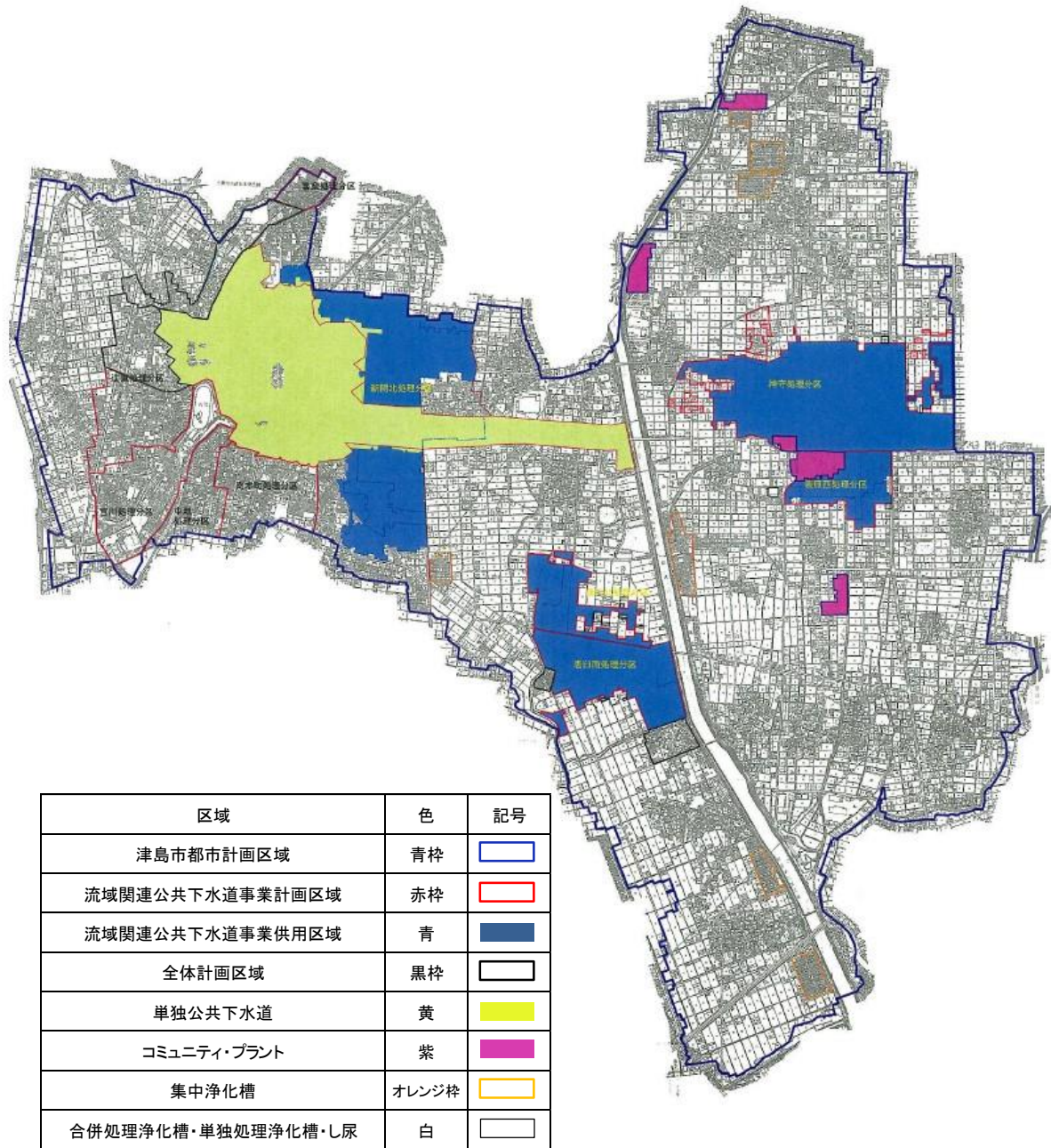


図 2 生活排水処理施設の現況（令和3年度末）

## 第4章 生活排水の処理主体

生活排水は、処理施設の種類に応じ、それぞれ表2に掲げる処理主体が処理する。

表2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	津島市、愛知県
コミュニティ・プラント	し尿、生活雑排水	津島市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	海部地区環境事務組合

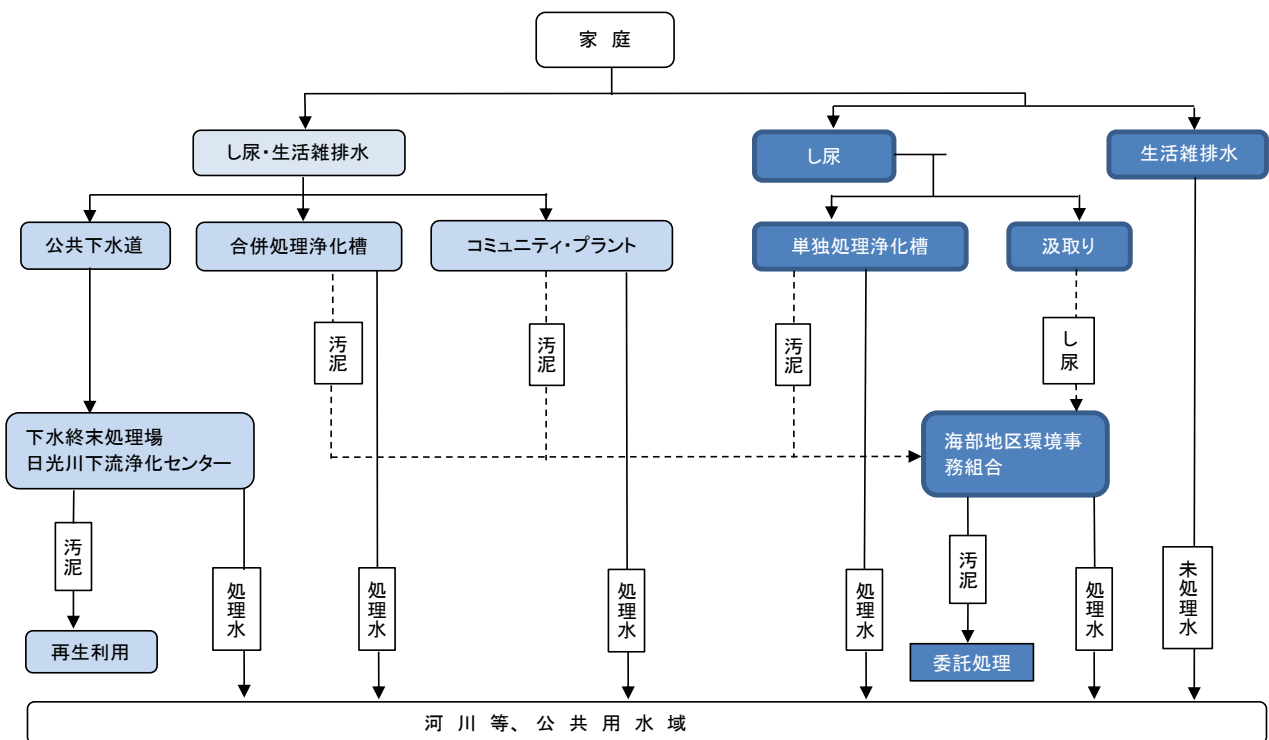


図3 生活排水の処理体制



## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水の処理計画

#### (1) 処理の目標

基本理念及び基本方針に基づき、地域の特性に応じた処理施設の整備を進めるほか、生活排水の適正処理に関する市民の意識の啓発や環境に配慮した行動の促進により、生活排水処理率（水洗化率）について、令和2年度末の現状値に対して10.8%向上させることを目標として、次のとおり設定する。

表 3 生活排水の処理の目標

目標指標	基準年 (平成26年度末)	現在 (令和2年度末)	目標年度 (令和8年度末)
生活排水処理率(水洗化率)	61.0%	73.1%	83.9%

備考 生活排水処理率（水洗化率）は、「水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口」で表した割合とする。

表 4 生活排水の処理形態別人口

処理形態別人口	基準年 (平成26年度末)	現在 (令和2年度末)	目標年度 (令和8年度末)
行政区域人口	64,243 人	61,415 人	59,486 人
計画処理区域内人口	64,243 人	61,415 人	59,486 人
水洗化・生活雑排水処理人口	39,211 人	44,871 人	49,923 人
公共下水道	14,167 人	17,443 人	28,313 人
コミュニティ・プラント	1,459 人	1,470 人	804 人
合併処理浄化槽	23,585 人	25,958 人	20,806 人
水洗化・生活雑排水未処理人口	25,032 人	16,544 人	9,563 人
単独処理浄化槽	21,333 人	13,779 人	7,965 人
汲取り便所	3,699 人	2,765 人	1,598 人
計画処理区域外人口	0 人	0 人	0 人

備考

- 1 目標年度（令和8年度末）の「行政区域人口」及び「計画処理区域内人口」は、津島市污水適正処理構想（令和4年3月）で使用する人口とした。
- 2 「水洗化・生活雑排水処理人口」とは、し尿及び生活雑排水を併せて適正に処理している人口をいう。
- 3 「水洗化・生活雑排水未処理人口」のうち「汲取り便所」は、海部地区環境事務組合の統計資料による実績値及び推計値を使用した。

## (2) 生活排水を処理する区域及び人口等

地域の特性に応じて、処理の効率性、整備及び管理の経済性等を勘案して、地域ごとに処理方式を定め、処理施設を次のとおり整備するものとする。

### ア 公共下水道

中心市街地の一部では、昭和 39 年に単独公共下水道が供用を開始し、その他の市街化区域については、日光川下流流域下水道に係る流域関連公共下水道が平成 22 年 3 月から順次供用が開始され、令和 2 年度末における下水道処理人口普及率は、42.6%となっている。

公共下水道の整備に当たっては、公共下水道の効率的な管理のため、単独公共下水道の流域関連公共下水道への切替えを行うほか、適切な財源の確保を図り、計画的に管路整備を実施するものとする。

### イ コミュニティ・プラント

団地や住宅地の開発において、一定規模の面的整備として、平成 9 年度から平成 15 年度にかけて、し尿及び生活雑排水を処理するコミュニティ・プラントを整備した。平成 11 年度から順次供用開始され、令和 2 年度現在で 4 施設が稼働しており、コミュニティ・プラント処理人口普及率は、2.4%となっている。

現在稼働しているコミュニティ・プラント 4 施設については将来、公共下水道への切替えを行うものとする。

### ウ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の設置促進として、平成元年度から個人設置型の合併処理浄化槽整備促進事業を行っており、令和 2 年度末における浄化槽処理人口普及率は、33.6%となっている。

合併処理浄化槽の整備に当たっては、引き続き、公共下水道事業計画区域以外の区域において、合併処理浄化槽を設置する個人に対して補助を行い、整備の促進を図るものとする。また、環境負荷の大きい単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するための支援措置を講ずるものとする。

表 5 生活排水処理施設計画（令和8年度末）

処理施設の種類	計画処理区域	計画汚水処理人口	整備予定年度	事業費見込
公共下水道	市街化区域 705.8ha 市街化調整区域 70.2ha	41,955 人	平成 28 年度～ 令和8年度	655 百万円
コミュニティ・プラント	百島町の一部 宇治町の一部 青塚町の一部	264 人 281 人 259 人	整備完了	—
合併処理浄化槽	公共下水道事業計画区域 以外の区域	16,727 人	平成 28 年度～ 令和8年度	—

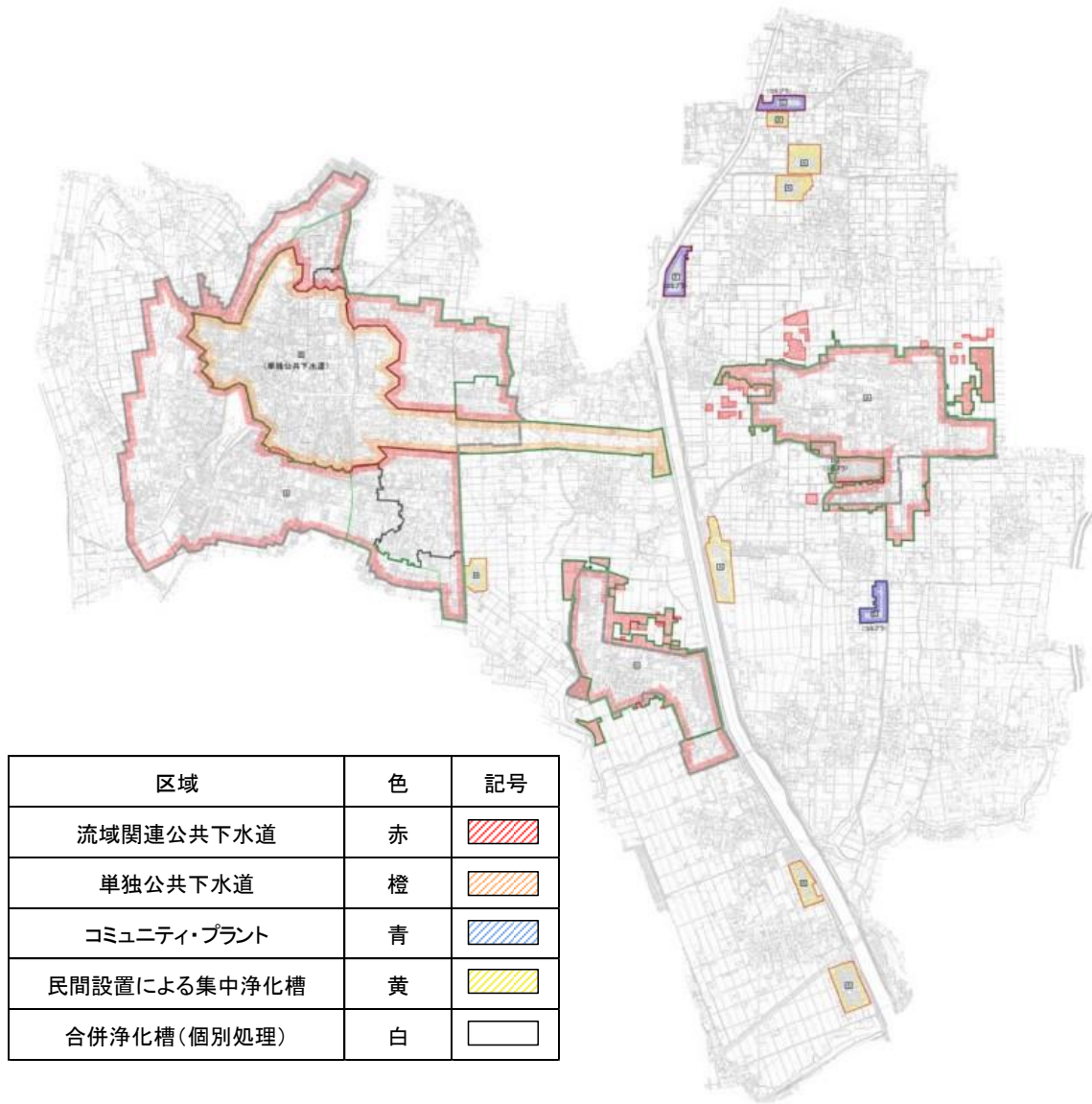


図 4 生活排水処理施設計画図（令和8年度末）

（津島市汚水適正処理構想を基に作成）

## 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### (1) 現況

市の区域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可及び浄化槽清掃業の許可を受けた6事業者（うち2事業者は、一定の規模以上の浄化槽汚泥の収集及び運搬に限る。）が実施している。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、海部地区環境事務組合の設置する次のし尿処理施設において処分を行っている。

表 6 し尿処理施設の概要

名 称	新開センター	上野センター
所在地	津島市新開町2丁目 212 番地	弥富市上野町2番地 15
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理	脱窒素処理
処理能力	135kL/日	250kL/日
汚泥処理方式	脱水・焼却	脱水・場外排出
竣工年度	平成 11 年度	昭和 50 年度・平成 17 年度

### (2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況等

市の区域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は、次のとおりである。また、生活排水衛生処理人口の推移に応じて算出した目標年次におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込みは、次のとおりとする。

表 1 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況・排出見込み（津島市分）

区 分	基準年 (平成 26 年度末)	現 在 (令和 2 年度末)	目標年度 (令和 8 年度末)
汲取りし尿	1,620 kL	962 kL	817 kL
単独処理浄化槽汚泥	10,099 kL	7,567 kL	4,361 kL
合併処理浄化槽汚泥	10,055 kL	14,256 kL	11,831 kL
合 計	21,774 kL	22,785 kL	16,192 kL

注 目標年度におけるし尿及び汚泥量の算出に当たっては、令和 4 年度津島市生活排水処理実施計画の数値（1 人 1 日当たりの排出量（し尿汲み取り量 1.40 浄化槽汚泥 1.50））を使用した。

### (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

市の区域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬については、引き続き、市の許可を受けた事業者が行うものとする。また、その処分についても、引き続き、海部地区環境事務組合において行うものとする。

なお、公共下水道による生活排水の処理が増加することによって、し尿及び浄化槽汚泥の排出量及び処分量が減少することが見込まれることから、排出量及び処分量の変化に応じて、安定した収集運搬及び処分を行うため必要な調整を行うものとする。

## 3 生活排水処理対策に係る施策

家庭等から排出される汚濁負荷量を削減し、公共用水域の水質の保全と地域の生活環境の向上を実現するため、必要な支援措置や定期的な広報・啓発活動を積極的に実施するものとする。

### (1) 発生抑制

台所、洗濯、風呂等から出る生活雑排水が与える環境への影響や対策の必要性を周知するほか、エコクッキング、洗剤の適正使用、使用済み油の適正処理等の対策について啓発し、生活排水の発生抑制を図る。

### (2) 公共下水道への接続の促進

便所の水洗化に対する支援や早期接続に対する接続費用の一部補助等の支援により、公共下水道への早期接続を促進する。

### (3) 浄化槽の適正管理

浄化槽に関する正しい知識を周知するほか、浄化槽の清掃及び保守点検の実施並びに法定検査の受検による適切な管理について啓発を行い、処理施設の適正な使用や機能の維持を図る。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進

#### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが生活排水の排出者としての自覚と責任を持ち、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を速やかに行うとともに、適切な処理施設の管理を行い、生活排水による環境負荷の低減に心がけるものとする。

#### (2) 関係機関との連携

公共用水域の水質の保全に関する施策の実施や処理施設の整備及び管理については、関係行政機関や関係地域団体との連絡調整を図り、総合的かつ広域的な生活排水処理対策に取り組むものとする。

#### (3) 関連計画との整合性の確保

各処理施設の整備計画の推進に当たっては、市の関連計画における基本方針や施策のほか、国及び県の関連計画との整合性を図るものとする。

### 2 計画の進行管理

生活排水の処理状況について、毎年度、その実態を把握して、計画の進捗状況を評価・検証するとともに、必要な措置を講じて計画を着実に推進するものとする。